

武生信金公益通報者解雇事件

「金融のなかま」から

金融のなかま No1456 2014 1 25

不正融資疑惑を追及した 公益通報者を懲戒解雇 解雇無効と提訴 武生信金職組

武生信用金庫（福井県越前市）では、3代におよぶ歴代理事長が巨額の不正融資を行っていたと地元雑誌で繰り返し報道されていました。この問題に対して、武生信金職員組合は上部団体の金融労連等と団体交渉で「お客さんや労働者の不安や質問に、きちんとした情報を提供し誠意ある対応をすべき」と金庫に実態の解明を求めました。

金庫経営者は「知らない、わからない」と労働組合に対しても事実関係を明らかにせず不誠実な団体交渉に終始しました。

地元雑誌が4回も歴代理事長の不正融資問題報道をしたのに、金庫はこの雑誌を告訴もせず、また労働組合がこの問題を追及しても否定できない金庫の対応は、不正融資をはじめとする重大な法令違反の疑念を強く抱かせるものでした。

武生信金経営者が、真相究明に背を向ける態度に終始したため、企業内部の不正を明らかにして社会的に告発する「公益通報」を行う目的で職員が調査を行いました。その中で、不正融資を行っていたことを記す書類が確認されるなど法令違反の疑惑が強まりました。

これにたいして金庫経営者は、役員間のメールにアクセスした職員2名を一方的に「不正にアクセスした」として刑事告訴し、さらに12月17日付で懲戒解雇としてきました。

懲戒解雇とされた2名は今年1月7日に解雇を無効として福井地裁武生支部に提訴しました。提訴に際して記者会見を行い弁護士3名はじめ単組代表、金融労連本部、同北陸地協など9名が同席し、報道機関も10社を超え、不正融資の実態、今後の方針など質問が相次ぎ1時間を超え

る記者会見となりました。

この問題について労働組合は「公益通報（内部通報）は（通報者が）法律でも保護されているのに、武生信金では犯罪者扱いされていること自体問題」とし「不正融資等で信金に損害を与えておきながら1億円を超える慰労金をもらって退職した元役員は退職慰労金を返還すること」など求めています。

「金融のなかま」No1463 2014 5 10

武生信金の不正融資問題 地元各紙が報道

金融共闘の金融庁要請にも触れる

金融労連の武生信金職組は金庫の巨額不正融資問題の真相を追及し、組合員2名が懲戒解雇され、解雇無効を求めて裁判でたたかっています。職組が裁判をたたかう中で社会的に関心を集めています。地元の「福井新聞」は4月18日付で問題の巨額融資の実態を詳しく報じました。

記事は2011年ころ同信金の内外に迂回融資のうわさが流れ職組が金融庁に解明を申し入れた経過を説明。融資の内容についても売上高7000万円程度の会社への貸付額が14億円を超え「信用供与限度額」規制を超えることもあったとし、さらに2億円あまりが別の会社を経由して「迂回融資したという」と述べています。「これらの融資に対し08年からは年利0・1%という極めて低い金利に変更した」とし、その大半の13億9千万円が回収不能として損失処理されたことを明らかにしています。

4月18日に全国金融共闘はこの問題を合わせて金融庁へ要請を行っていますが、翌19日には「県民福井」や「中日新聞」で金融共闘の要請が紹介されています。同日付の「県民福井」は金融共闘が「金融機関が業務のすみわけなどによって社会的な役割を果たせるようにする」などを要請したと説明し、「武生信金をめぐる問

題では「不正融資の経営責任を明確にすることや、内部告発をしようとした職員を懲戒解雇したコンプライアンス（法令順守）の改善を求めている」とのべ、金融労連の泉副委員長の「（金融共闘の要請に対して金融庁は）『個別のことは申し上げられない』としていたが、関心が高そうだと印象を受けた」というコメントを紹介しています。

「金融のなかま」No1466 2014 6 25

不正融資の釈明求める 武生信金不当解雇裁判 第2回口頭弁論

金融労連の武生信金職組は、金庫の巨額不正融資問題の真相を追及した組合員2名が懲戒解雇され、解雇無効を求めて裁判でたたかっています。6月4日、この裁判の進行協議と第2回口頭弁論が続けて行われました。口頭弁論には金融労連や福井県労連組合員、家族や報道関係者を含めて38名が駆けつけ傍聴席が埋まりました。

信金側は答弁書で「15億円もの金額を、わずか0・1%の金利で融資していたというのであれば全く事実に反する」と主張していることに対して、原告側は事実に反するというのであればどれだけの融資をいつ行ったのか、その融資を0・1%の金利で行ったのかどうか釈明を求めています。

金庫が元理事長、前理事長に退職金返還を請求

武生信金は福井県信用金庫協会と、信金中央金庫から経営支援を受けて経営改善に取り組むことを公表。信金中央金庫と福井信用金庫から代表理事として1名ずつ派遣を受け代表理事3人態勢で経営にあたることを決定しています。

6月13日、同信金は内部調査の結果不適切な融資があったとし、元理事長と前理事長に退職金1億数千万円の返還を求めたと報じられています。それとは別に同信金に出資している会員のうち27人が、元・前理事長に対して損害賠償を求める代表訴訟を準備していることが報道されています。

「金融のなかま」No1468 2014 7 25

富山金融共闘が学習会 武生信金不当解雇裁判で

原告が講演で支援訴える

6月21日、富山県金融共闘主催の学習会が富山市内で開催され、21人が参加しました。

例年、年次総会を兼ねて取り組んでいる「学習会」には、不当解雇撤回裁判をたたかっている、福井県の武生信金職組の2人の仲間を、講師に迎えて武生信金の問題を学習しました。

原告でもある2人から武生信金における不当解雇事件の内容と、これまでの経過や状況について、プロジェクターを使い2時間余にわたって詳しく報告がありました。

講演の中では、事件の発端からその後の経緯、その後の事件の経緯や裁判闘争の流れと争点、などに触れながら、公益通報者保護法の内容と課題について報告しました。

講演後の質疑応答では「金庫側は、なぜ15億円もの不適切な融資を行っていたのか」「営業店の仕事の状況や雰囲気はどうか」「組織的な運動を作り上げていくことが重要だと思うが、金融労連や福井県労連などの支援強化の状況・方針は」等々、質問や意見が多数出されました。

原告でもある2名の講師からは、「払い出しの顧客が殺到しており、電話の対応（問い合わせなど）に追われ、平常心での仕事ができない状況にある」「職場では不安が広がり、やる気が出ないとの声もある」などの現状が報告されました。

そして現在、金庫側は団体交渉拒否の姿勢であり、金融労連や地域の仲間一体となった今後の支援をお願いしたいとの訴えがありました。

「学習会」に先立ち、ボウリング大会を富山地鉄ゴールデンボウルで行い、参加した仲間は、「日頃のうっぷんが吹き飛んだ」「他の金融の人と交流できてよかった」などの声が上がっていました。

「金融のなかま」No1472 2014 9 25

武生信金不当解雇撤回訴訟 金庫が証拠の閲覧制限を申し立て

武生信金による労働者2名の解雇の無効を求めた裁判の第3回口頭弁論が、8月27日、福井地裁で行なわれ、報道関係、家族・親戚なども含め金融労連や福井県労連の仲間を中心に34人が傍聴しました。

原告側は、組合員が不正融資の事実確認のために閲覧した金庫のメールなどの一部を福井地裁に証拠として提出していましたが、金庫側はこの証拠について、訴訟関係者以外への閲覧を制限するよう申し立て、裁判所は金庫側に閲覧制限の理由を主張するよう要請しました。

組合側が証拠として提出した文書には、金庫の「不適切融資」に関する北陸財務局の立ち入り検査書類と、法令遵守体制の不備に関する財務局の指摘事項が含まれています。

組合が金庫を追及していた「不適切融資」については、8月4日に武生信金の現経営陣が、元理事長・前理事長2人に対して損害賠償請求訴訟を提起しています。不正融資の糾明を求める会員代表訴訟団は、金庫と元・前理事長によるなれあい解決を防ぐために、元理事長らに対する損害賠償訴訟への共同参加を、8月11日に裁判所に申し立てました。

同時に元・前理事長二人に対する損害賠償請求だけでは不十分と判断し、現職の理事・非常勤理事・元幹事を含む10名に対し、最大119億円の損害賠償を促す提訴請求書を武生信用金庫監事宛に提出しました。

裁判後に行われた報告集会では、参加者から武生信金の相変わらずの隠蔽体質や争議解決に背を向ける無責任な経営姿勢に怒りの声が出されました。

集会後、金融労連の代表を中心に2班に分かれて福井財務事務所と福井県信金協会に争議解決に向けて指導するよう申し入れを行ない、要請書を手渡しました。

「金融のなかま」No1474 2014 10 25

不当解雇後初の委任団交 労働組合敵視が今回の事態を招いた 武生信用金庫不正融資・不当解雇事件

9月25日、武生信用金庫で内部告発者2名の不当解雇以降初めての委任団体交渉が開催され、金庫側は青山理事長、吉田専務（信金中金から派遣）はじめ6人が出席し、金融労連本部からは中島委員長、泉副委員長、田畑書記長が参加しました。

最初に9月1日付の人事異動で3人体制の店舗が復活したことについて金庫から説明がありました。組合は労使で3人店舗について協議を重ね4人体制に戻した経過がある。事前の労使協議もなく3人店舗を復活させたことは到底容認できないと強く抗議しました。

内部告発者に2人に対する不当解雇について金庫は「裁判を粛々と進めるだけ」と回答。組合は、金庫の顧問弁護士が「原告に早期解決の意思がない」と触れ回っていることを問題として追及しました。

金庫は「金庫の会長が原告に面会を求めようと個人的に接触して断られたことでそのように判断したのだと思う」と弁明し「（そのような非公式の接触が）不適切だった」ことを認めました。組合は「不正融資時の理事長独裁体制の下で唯一職員の声を代表してものを言ってきた職員組合を敵視して、今回の不当解雇につながった。この状況が続けば武生信金の経営がもたないということを経営者は肝に銘じるべきだ。信金中金にも資本注入を前提として、コンプラ違反の不当解雇撤回を求めていく」と申し入れました。